

第3次函館市一般廃棄物処理基本計画の概要

[根拠法令]
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。
 2～4 (略)

基本計画の目的等

1 策定の目的
 廃棄物の処理に関しては、大量生産、大量消費および大量廃棄型の従来の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直す必要があり、本市においても、前計画において、ごみの減量、リサイクルおよび適正処理の推進に努めてきたが、今後も引き続き、実態に即し、一般廃棄物の排出抑制や減量化・再資源化および適正処理を計画的に推進していくために、方針および方向性を明確にする。

2 計画期間
 平成27年度～平成36年度

3 計画処理区域
 本市の全行政区域 (677.95 km²)

4 目標年次 (平成36年度) の推計人口
 247,051人

5 現計画 (第2次計画) からの主な変更点
 (1) ごみ処理基本計画
 ア ごみ排出量の推計手法
 イ 基本方針の設定数 7項目から4項目へ
 ウ ごみの組成分析結果の記載
 エ ごみ処理に伴う温室効果ガス、エネルギー回収量の実績の整理等
 (2) 生活排水処理基本計画
 ア 合併処理浄化槽の新設数 105基/年から50基/年へ

